

## NPO 法人大分県芸術文化振興会議 運営細則

### (目的)

第1条 この運営細則は、NPO 法人大分県芸術文化振興会議(以下、「芸振」という。)の運営にかかわる諸規程を定款第56条(細則)に基づいて定めるものである。

### (運営細則の範囲)

第2条 この運営細則で定める内容は、以下のとおりとする。

- 1) 法人の入会金及び会費にかかわる規定
- 2) 法人の理事会が行う定例的な運営業務及び担当理事の編成
- 3) 上記の業務遂行に関連する諸規則
- 4) 特別委員会の設置規定
- 5) その他、定款の各条項に必要とされる運営細則

### (運営細則の改廃)

第3条 この運営細則の変更・追加・削除等は、理事会の決議により理事長が定めるものとする。

### (名誉会員)

第4条 この法人に名誉会員をおくことができる。名誉会員は芸振に貢献のあった者（芸振の会長、副会長等を歴任した者。）とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

なお、名誉会員は会費の負担を必要としない。

### (役員)

第5条 この法人に顧問、参与、相談役をおくことができる。顧問はこの法人の理事長を歴任した者、参与ならびに相談役はこの法人の理事経験者とし、理事長が委嘱する。

- 2 顧問、参与、相談役は個人会員とし、この法人の事業運営について理事長が特に必要と認めたものとする。なお、その任期は役員改選時に確認する。

### (入会金及び会費の規定)

第6条 定款附則6（1）に定める正会員の会費のうち、団体会員の場合の規定は以下の取り扱いとする。

- 1) 県単位で構成される団体 10 口(30,000 円)
  - 2) 県単位の団体に準ずる団体 8 口(24,000 円)
  - 3) その他の団体 5 口(15,000 円)
- 2 定款附則6に定める入会金及び会費は事情のいかんを問わず納入後は返還しない。
  - 3 定款第6条(1)(正会員)のうち、個人会員は芸振が主催する行事の入場料について優遇措置を受けることができる。

### (理事会が行う運営業務、業務内容)

第7条 芸振の理事会は業務を執行するために別に業務並びに担当理事を定めて運営にあたる。理事は必要を認めた場合担当委員を推薦することができる。担当理事及び委員

は、理事長が任免する。

- 2 各担当理事は、理事長及び関連する他の業務部門と連携し、自ら率先して運営業務の着実な遂行に努める。

(運営業務関連の諸規則)

第8条 第2条3)に規定する諸規則については、理事長が別に定めるものとする。

- 1) 補助金交付規程定
- 2) 文化キャラバン実施規程
- 3) 海外派遣研修事業実施規程
- 4) 演奏者等紹介事業実施規程
- 5) 職員の服務、給与、旅費、手当等の諸規則
- 6) 事務決裁規程

(評議員会の設置)

第9条 芸振の事業運営を円滑に進めるため評議員会を設置する。規程は理事長が別に定める。

(役員選考委員会の設置)

第10条 芸振の役員選任を円滑に進めるため、役員選考委員会を設置する。規程は理事長が別に定める。

(特別委員会の設置)

第11条 不定期に発生する課題の対応及び専門的な調査研究等のために特別委員会を設置することがある。

- 2 特別委員会は、理事会の決議により、理事長が組織する。
- 3 委員は、会員及び学識経験者、関係行政職員の中から理事長が委嘱する。
- 4 委員会の構成、運営は以下のとおりとする。
  - 1) 委員会に、理事長の委嘱による委員長を置く。
  - 2) 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。
  - 3) 委員長は、委員会の運営に必要な事項を定めることができる。
  - 4) 委員会の庶務は芸振事務局が処理する。
- 5 特別委員会の委員及び委員長の任期は、特別委員会の設置から委員会の目的終了(答申、報告、業務完結など。)までの期間とする。

(定款の各号に必要とされる規則等)

第12条 定款の各号に必要とされる規則等は、制定の必要が生じた場合にその都度、理事会の決議を経て、理事長が定めるものとする。

## 附 則

この運営細則は、法人の設立の日から施行する。

この運営細則は、平成18年 5月20日から施行する。

この運営細則は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

この運営細則は、平成 19 年 10 月 25 日から施行する。

この運営細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この運営細則は、平成 22 年 7 月 12 日から施行する。

この運営細則は、平成 30 年 8 月 17 日から施行する。